

○防衛省告示第百六十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が平成二十七年八月二十一日次のとおり決定された。

平成二十七年八月二十五日

防衛大臣 中谷 元

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
三〇六七	横浜ノース・ドック	横浜市	国有	土地…約四三、〇〇〇平方メートル 水域…約一九、〇〇〇平方メートル 建物…約二、三〇〇平方メートル 工作物…岸壁等

三〇九九 横須賀海軍施設

横須賀市

海上自衛隊が自衛艦の係留施設等として
共同使用する。

使用期間…平成二十七年十月一日から同
月三十一日までの間

水域…約八、九〇〇平方メートル

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれ
る水域。

(1) 北緯三五度一八分〇〇・八三秒

東経一三九度三八分三七・八七秒

(2) 北緯三五度一七分五九・五一秒

東経一三九度三八分三六・一四秒

(3) 北緯三五度一八分〇〇・八秒

東経一三九度三八分三五・三秒

(4) 北緯三五度一八分〇三・三秒

東經一三九度三八分三六・二秒

(5) 北緯三五度一八分〇三・九八秒

東經一三九度三八分三八・六六秒

(6) 北緯三五度一八分〇三・三七秒

東經一三九度三八分三九・六六秒

(7) 北緯三五度一八分〇二・四二秒

東經一三九度三八分三九・三三秒

及び次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる水域。

(1) 北緯三五度一八分一四・四三秒

東經一三九度三八分三三・六三秒

(2) 北緯三五度一八分一三・八秒

東経一三九度三八分三三・九秒

(3) 北緯三五度一八分〇九・八一秒

東経一三九度三八分三〇・三五秒

(4) 北緯三五度一八分一一・九五秒

東経一三九度三八分三一・四五秒

海上自衛隊が浚渫工事を実施するため共

同使用する。

使用期間…浚渫工事完了の日まで

土地…約六二〇平方メートル

国有
土地…約二九〇平方メートル

読谷村が電源設備の設置用地として共同

使用する。

六〇三六 トリイ通信施設

沖縄県中頭郡読谷村 国有

民有

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
二〇六五	大和王城寺原大演習場	宮城県加美郡色麻町	国有	建物…約一五〇平方メートル 浴場として追加提供する。 陸上自衛隊大和王城寺原大演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
二〇六五	大和王城寺原大演習場	宮城県黒川郡大和町、加美郡色麻町	国有	建物…約六、九〇〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設等として追加提供する。

使用期間…平成二十七年九月四日から同
月二十二日までの間

陸上自衛隊大和駐屯地及び陸上自衛隊大
和王城寺原大演習場の施設の一部を、地
位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及
び区域として提供する。この場合におい
て、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使
用している期間中は、地位協定の関連あ
る条項が適用される。

三〇八四 相模総合補給廠 相模原市

国有 工作物… 囲障等

囲障等として追加提供する。

四一六四 今津饗庭野中演習場 高島市

国有 建物…約四、六〇〇平方メートル

工作物…照明装置等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…平成二十七年八月三十一日から同年九月三十日までの間（仮設建物等を設置する場合にあっては、その設置期間）

陸上自衛隊今津饗庭野中演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

工作物…雑工作物等

訓練施設として追加提供する。

六〇〇九 キャンプ・シユワブ 名護市

国有